産業廃棄物処分業務委託契約書(案)

排出事業者:焼津市長 中野 弘道(以下「甲」という。)と、処分業者:(以
下「乙」という。) は、甲の事業場: 静岡県焼津市小川3808番地 焼津市汐入下水処理場か
ら排出される産業廃棄物の処理(処分)に関して次のとおり契約を締結する。
第1条(法の遵守)
甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関
係法令を遵守するものとする。
第2条(委託内容)
1 (乙の事業範囲)
乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の
写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速
やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に
添付する。
◎処分に関する事業範囲
〔産廃〕
許可都道府県・政令市:
許可の有効期限:
事業区分:
産業廃棄物の種類:
許可の条件:
許可番号:
2 (委託する産業廃棄物の種類、予定数量及び単価)
甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の種類、予定数量及び委託単価は、次のとおりと
する。
種類:汚泥(脱水ケーキ)
数量:900トン/年間
単価:1 t 当り円(うち消費税及び地方消費税に関わる金額円)
3 (消費税額の取扱い)
本契約締結後、消費税法(昭和63年法律108号)の改正等によって消費税額に変動が生
じたときは、甲は、委託費に相当額を加減して支払うものとする。
4 (処分の場所、方法及び処理能力)
乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。
事業場の名称:
所在地:
処分の方法:
施設の処理能力:

5 (最終処分の場所、方法)

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

6 (搬入業者)

第2条第2項の産業廃棄物の第2条第4項に指定する事業場への搬入は、次の収集運搬業者が行う。

氏 名:	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
住 所:	
許可都道府県·政令市:	許可都道府県・政令市:
許可の有効期限:	許可の有効期限:
事業範囲:収集運搬	事業範囲:収集運搬
許可の条件:	許可の条件:
許可番号:	許可番号:

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

- 1 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって 乙に提供しなければならない。
- (1)産業廃棄物の発生工程
- (2)産業廃棄物の性状及び荷姿
- (3) 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- (4) 混合等により生ずる支障
- (5) その他取扱いの注意事項
- 2 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の、性状等の変動幅は、 製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の 発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定 めることとする。

- 3 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載すること とし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェスト の記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。
- 4 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は 環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月 環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類:汚泥

提示する時期又は回数:年1回

第4条 (甲乙の責任範囲)

- 1 乙は、甲から委託された産業廃棄物を処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
- 2 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
- 3 乙が第1項の業務の過程において、乙又は第三者に損害が発生した場合に、乙に過失が ない場合は甲において賠償し、乙に負担させない。

第5条(再委託の禁止)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、 甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りでは ない。

第6条 (義務の譲渡等)

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

第7条 (マニフェスト)

- 1 甲は電子マニフェスト (JWNET) に必要事項を入力し、委託物の搬出の都度、収集 運搬業者に受渡確認票2部を交付するものとする。
- 2 乙は電子マニフェストを導入し、収集運搬業者が委託物を搬入する都度、受渡確認票 1 部を受け取り、電子マニフェストに必要事項を入力すること。

第8条 (業務の一時停止)

乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

第9条 (委託料の支払)

- 1 乙は、毎月末日に乙が当月中に処分した委託物について締め切り、翌月5日までに実績報告書を甲に提出の上、第2条に定める委託単価契約に基づく委託料を、毎月10日までに甲に請求しなければならない。
- 2 甲は、乙の提出した適法な請求書に基づき、その請求書を受理した日を含んで30日以内 に乙に委託料を支払うものとする。

第10条(内容の変更)

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、 甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項の場合も同様とする。

第11条 (機密保持)

甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

第12条 (契約の解除)

- 1 甲及び乙は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の 上、相互に本契約を解除することができる。
- 2 甲又は乙から契約を解除した場合において、本契約に基づいて甲から引き渡しを受け た産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を 講じなければならない。
- (1) 乙の義務違反により甲が解除した場合
 - イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
 - ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する費用を支払う資金が乙にない ときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
 - ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙の もとにある未処理の産業廃棄物の処分を行わしめるものとし、乙に対して甲が負担 した費用の償還を請求することができる。
- (2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未 処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしく は乙の費用負担をもって甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求する ことができる。

第13条(協議)

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第14条(委託期間の構成)

- 1 この委託期間は次の各号のとおり準備期間と業務履行期間で構成する。
- (1) 準備期間とは、業務履行を開始しても問題なく業務を遂行できる状態にするための準備に充てる期間であり、業務引継も含まれ、契約締結日より令和8年2月28日までとする。
- (2)業務履行期間は、令和8年3月1日から令和9年2月28日までとする。(地方自治法 第234条の3に基づく長期継続契約)

2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算 において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、当該契約を解除 することができる。

上記の契約の成立を証するため本書を作成し、甲乙は、各々記名押印の上、各1通を保持する。

令和 7年 月 日

甲 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 焼 津 市 長 中 野 弘 道 印

Z

印